



発行 東京都

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課）…一
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（東京消防庁企画調整部企画課）…三

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更（三件）…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…三
- 住宅サービス事業者の指定…（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…四
- 指定住宅サービス事業者の廃止…（同）…六
- 介護予防サービス事業者の指定…（同）…七
- 指定介護予防サービス事業者の廃止…（同）…八
- 保安林の指定施業要件の変更予定…（産業労働局農林水産部森林課）…九
- 保安林の指定施業要件の変更（二件）…（同）…一〇
- 都市計画事業の事業計画の変更…（下水道局）…二
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出…（同）…三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定…（同）…三

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「規定による措置」の下に「（法第三十一条第四項の規定による法第二十七条第一項第二号の措置を含む。）」を加え、同条第三項中「規定による措置」の下に「（法第三十一条第四項の規定による法第二十七条第一項第三号の措置を含む。）」を加える。

別表第一（二）注以外の部分を次のように改める。

(二)

本人の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)	
	療	育 給 付
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	
C A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみの課税世帯	4,500円	
D 1 A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	3,000円以下	5,800円
D 2	3,001円以上	5,800円以下
D 3	5,801円以上	8,700円以下
D 4	8,701円以上	13,000円以下
D 5	13,001円以上	17,400円以下
D 6	17,401円以上	22,400円以下
D 7	22,401円以上	28,200円以下
D 8	28,201円以上	58,400円以下
D 9	58,401円以上	75,000円以下
D 10	75,001円以上	96,600円以下
D 11	96,601円以上	121,800円以下
D 12	121,801円以上	175,500円以下
D 13	175,501円以上	221,100円以下
D 14	221,101円以上	380,800円以下
D 15	380,801円以上	549,000円以下
D 16	549,001円以上	579,900円以下
D 17	579,901円以上	700,900円以下
D 18	700,901円以上	849,000円以下
D 19	849,001円以上	1,041,000円以下
D 20	1,041,001円以上	その月におけるその児童に係る費用の支弁額

第11条の2の2

注3 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(注2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

第11条の2の2
第11条の2の2

同意のお願いを別紙「小児慢性特定疾病医療費支給認定を申請される方へ」に記載しておりますので、趣旨を御理解の上、下記の欄に☑を入れてください。

私は、本申請書に添付した意見書に記載された検査結果等を治療研究基礎資料として厚生労働省に提供することについて 同意します。

意見書の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

同意の有無が医療費支給認定の認定・非認定に影響することはありません。

本申請書に添付された医療意見書の研究等への利用についての同意をされる方は、以下に署名をお願いします。

私は、本申請書に添付した医療意見書が、小児慢性特定疾病等研究、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意します。

※患者が未成年者又は成年後見人である等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、以下も記入してください。

患者氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 代理人氏名 _____

【御確認ください】
 本申請書に添付した医療意見書を利用する際は、個人情報の保護に十分配慮し、目的以外の利用は一切いたしません。治療研究において更に御協力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の有無を確認いたします。同意については任意であり、同意されない場合でも医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。同意については任意であり、同意されない場合でも医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。医療意見書の利用については、「医療意見書の研究利用に関する御説明」も併せて御確認ください。

改める。

別記第十一号の九様式中

「印刷内容に変更があった場合は上の欄の変更箇所を訂正し、下の欄に変更日を記入してください。なお、患者又は申請者の氏名、住所の変更があった場合は、必ず住民票を添付してください。」

年 _____ 月 _____ 日 日付で

患者氏名、患者住所
 患者電話番号
 保険証
 申請者氏名、申請者住所
 申請者電話番号

を改めました。

【注】()内の変更があった項目は○印をつけてください。

同意のお問い合わせを右に記載しておりますので、趣旨を御理解のうえ、下の欄の番号を○印で印んでください。

私は、本申請書に添付した意見書に記載された検査結果等を治療研究基礎資料として厚生労働省に提供することについて

1 同意します 2 同意しません

【注1】意見書の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

【注2】同意の有無が医療支援の認定・非認定に影響することはありません。

「印刷内容に変更があった場合は上の欄の変更箇所を訂正してください。」

本申請書に添付された医療意見書等の利用についての同意をされる方は、以下に署名をお願いします。

私は、本申請書に添付した医療意見書が、小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意いたします。

患者氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 代理人氏名 _____

※患者が未成年者又は成年後見人である等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、以下も記入してください。

【御確認ください】
 本申請書に添付した医療意見書を利用する際は、個人情報の保護に十分配慮し、目的以外の利用は一切いたしません。治療研究において更に御協力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の有無を確認いたします。同意については任意であり、同意されない場合でも医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。同意については任意であり、同意されない場合でも医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。医療意見書の利用については、「医療意見書の研究利用に関する御説明」も併せて御確認ください。

改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項及び第三項並びに別記第十一号様式及び第十一号の九様式の改正規定は、公布の日から施行する。

に

を

に

2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第一(二)の規定は、令和二年四月以後の月分の徴収する費用の額について適用し、同年三月以前の月分の徴収する費用の額については、なお従前の例による。

3 別記第十一号様式及び第十一号の九様式の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の児童福祉法施行細則別記第十一号様式及び第十一号の九様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表5の項手当額の欄中「消防救助機動部隊」を「即応対処部隊及び消防救助機動部隊」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百六十六号

東京都計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備

事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十八年三月十七日

四 事業施行期間

平成十八年三月十七日から令和二年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和二年三月二十三日

●東京都告示第三百六十七号

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備

事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成九年十一月十七日

四 事業施行期間

平成九年十一月十七日から令和二年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和二年三月二十三日

●東京都告示第三百六十八号

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備

事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十一年三月二十五日

四 事業施行期間

平成十一年三月二十五日から令和二年三月三十一日まで

で

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和二年三月二十三日

●東京都告示第三百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチケアパレス	ニチホーム江古田の杜	中野区江古田3-14-4	平成30年10月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームスイート洗足池	大田区上池台2-5-10	平成30年10月1日
ライフケアデザイン株式会社	ソナーレ石神井	練馬区関町南1-2-32	平成30年11月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ北品川	品川区北品川3-8-6	平成30年11月1日
株式会社はれコーポレーション	あいらの杜東久留米	東久留米市八幡町1-2-5	平成31年2月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ世田谷	世田谷区船橋7-13-11	平成31年2月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア代々木初台	渋谷区初台2-25-4	平成31年2月1日
株式会社木下の介護	リアンレーヴ板橋	板橋区泉町49-9	平成31年2月1日
株式会社ケア21	介護付有料老人ホーム プレザングラン南雪谷	大田区南雪谷3-11-9	平成31年3月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア永福	杉並区永福4-25-18	平成31年3月1日
株式会社ツクイ	ツクイ・サンシャイン西馬込	大田区西馬込2-28-6	平成31年3月1日
HITOWAケアサービス株式会社	イリーゼ練馬石神井台	練馬区石神井台4-8-14	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ雪ヶ谷	大田区雪谷大塚町9-2	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	リハビリホームグランダ板橋前野町	板橋区前野町3-28-3	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	ボンセジュール国立武蔵館	国分寺市日吉町1-36-1	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ目白武蔵館	豊島区西池袋2-6-20	平成31年3月1日
工藤建設株式会社	フローレンスケアホーム千鳥町	大田区千鳥3-21-3	平成31年3月1日
株式会社フロンティアの介護	介護付有料老人ホーム すいじんの憩	足立区保木間5-34-4	平成31年4月1日
株式会社桜十字	ホスピタルメント文京弥生	文京区弥生2-4-4	平成31年4月1日
株式会社桜十字	ホスピタルメント文京千駄木	文京区千駄木3-14-10	平成31年4月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ王子	北区堀船3-8-17	平成31年4月1日
株式会社フロンティアの介護	介護付有料老人ホーム みなみはなはたの憩	足立区南花畑5-17-15	平成31年4月1日
株式会社アズバートナース	アズハイム杉並井草	杉並区井草4-17-14	令和元年5月1日
株式会社リエイ	コンシェルジュ徳丸	板橋区徳丸7-17-1	令和元年5月1日
株式会社揚工舎	ヨウコーフォレスト花小金井	小平市花小金井7-19-1	令和元年7月1日

有限会社のがわ	コミュニティホームのがわ	小金井市東町2-31-3	令和元年7月1日
株式会社木下の介護	リアンレーヴ鷺ノ宮	中野区鷺宮4-15-21	令和元年8月1日
株式会社ケア21	介護付有料老人ホーム プレザングラン小金井	小金井市東町3-17-3	令和元年8月1日
株式会社アーバンアーキテック	ラプレヴィータ板橋若木	板橋区若木3-9-18	令和元年8月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア グラン 松濤	渋谷区神山町19-15	令和元年8月1日
トラストガーデン株式会社	トラストガーデン荻窪	杉並区清水2-4-3	令和元年8月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ狛江	狛江市瑞方3-36-5	令和元年9月1日
株式会社はれコーポレーション	あいらの社 江戸川篠崎	江戸川区篠崎町5-9-1	令和元年9月1日
株式会社シニアライフカンパニー	フェリオ成城	世田谷区祖師谷4-32-7	令和元年9月1日
株式会社シニアライフカンパニー	フェリオ多摩川	大田区多摩川2-8-7	令和元年9月1日

●東京都告示第三百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ロケアホーム	ロケアメディカルホーム千鳥町	大田区千鳥3-21-3	平成31年2月28日
有限会社アカネケアコンサルト	花こがねい	小平市花小金井7-19-1	令和元年6月30日
医療法人社団つくし会	コミュニティホームのがわ	小金井市東町2-31-3	令和元年6月30日
株式会社LIXIL	フェリオ成城	世田谷区祖師谷4-32-7	令和元年8月31日
株式会社LIXIL	フェリオ多摩川	大田区多摩川2-8-7	令和元年8月31日
株式会社未来設計	未来倶楽部 府中	府中市矢崎町4-10-2	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 江戸川	江戸川区本一色2-12-6	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来邸 日本橋	中央区日本橋箱崎町9-1	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 府中式番館	府中市是政1-17-5	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 東糀谷	大田区東糀谷5-19-12	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 大泉学園	練馬区大泉学園町2-11-6	令和元年9月30日

●東京都告示第三百七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチイケアパレス	ニチイホーム江古田の社	中野区江古田3-14-4	平成30年10月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームスイート洗足池	大田区上池台2-5-10	平成30年10月1日
ライフケアデザイン株式会社	ソナーレ石神井	練馬区関町南1-2-32	平成30年11月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ北品川	品川区北品川3-8-6	平成30年11月1日
SOMPOケア株式会社	そんぼの家 東六郷	大田区東六郷1-19-1	平成31年2月1日
株式会社はれコーポレーション	あいらの杜東久留米	東久留米市八幡町1-2-5	平成31年2月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア代々木初台	渋谷区初台2-25-4	平成31年2月1日
株式会社木下の介護	リアンレーヴ板橋	板橋区泉町49-9	平成31年2月1日
株式会社ケア21	介護付有料老人ホーム プレザングラン南雪谷	大田区南雪谷3-11-9	平成31年3月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア永福	杉並区永福4-25-18	平成31年3月1日
株式会社ツクイ	ツクイ・サンシャイン西馬込	大田区西馬込2-28-6	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ雪ヶ谷	大田区雪谷大塚町9-2	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	リハビリホームグランダ板橋前野町	板橋区前野町3-28-3	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	ボンセジュール国立武蔵番館	国分寺市日吉町1-36-1	平成31年3月1日
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ目白武蔵番館	豊島区西池袋2-6-20	平成31年3月1日
工藤建設株式会社	フローレンスケアホーム千鳥町	大田区千鳥3-21-3	平成31年3月1日
株式会社桜十字	ホスピタルメント文京弥生	文京区弥生2-4-4	平成31年4月1日
株式会社桜十字	ホスピタルメント文京千駄木	文京区千駄木3-14-10	平成31年4月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ王子	北区堀船3-8-17	平成31年4月1日
株式会社フロンティアの介護	介護付有料老人ホーム みなみはなはたの憩	足立区南花畑5-17-15	平成31年4月1日
株式会社アズパートナーズ	アズハイム杉並井草	杉並区井草4-17-14	令和元年5月1日
株式会社リニイ	コンシユール徳丸	板橋区徳丸7-17-1	令和元年5月1日
株式会社ニチイケアパレス	ニチイホーム中馬込	大田区中馬込3-18-19	令和元年6月1日
株式会社揚工舎	ヨウコーフォレスト花小金井	小平市花小金井7-19-1	令和元年7月1日
有限会社のがわ	コミュニティホームのがわ	小金井市東町2-31-3	令和元年7月1日

株式会社木下の介護	リアンレーヴ鷹ノ宮	中野区鷹宮4-15-21	令和元年8月1日
株式会社クア21	介護付有料老人ホーム プレザングラン小金井	小金井市東町3-17-3	令和元年8月1日
株式会社アーバンアーキテック	ラフレヴィータ板橋若木	板橋区若木3-9-18	令和元年8月1日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームプレミア グラン 松濤	渋谷区神山町19-15	令和元年8月1日
トラストガーデン株式会社	トラストガーデン荻窪	杉並区清水2-4-3	令和元年8月1日
株式会社川島コーポレーション	有料老人ホーム サニーライフ狛江	狛江市猪方3-36-5	令和元年9月1日
株式会社はれコーポレーション	あいらの杜 江戸川篠崎	江戸川区篠崎町5-9-1	令和元年9月1日
株式会社シニアライフカンパニー	フェリオ成城	世田谷区祖師谷4-32-7	令和元年9月1日
株式会社シニアライフカンパニー	フェリオ多摩川	大田区多摩川2-8-7	令和元年9月1日

●東京都告示第三百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ロケアホーム	ロケアメディカルホーム千鳥町	大田区千鳥3-21-3	平成31年2月28日
有限会社アカネケアコンサルト	花こがねい	小平市花小金井7-19-1	令和元年6月30日
医療法人社団つくし会	コミュニティホームのがわ	小金井市東町2-31-3	令和元年6月30日
株式会社LIXIL	フレリオ成城	世田谷区祖師谷4-32-7	令和元年8月31日
株式会社LIXIL	フレリオ多摩川	大田区多摩川2-8-7	令和元年8月31日
株式会社未来設計	未来倶楽部 府中	府中市矢崎町4-10-2	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 江戸川	江戸川区本一色2-12-6	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来邸 日本橋	中央区日本橋箱崎町9-1	令和元年9月30日
株式会社未来設計	未来倶楽部 府中式番館	府中市是政1-17-5	令和元年9月30日

●東京都告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町檜立一六一六番、一六一七番、一六二九番、一六六一番、二五四五番一、同番二、二五五一番一、二五五二番一、二五六三番、二五六四番一、同番二、二五六五番、二五九一番、二五九二番一、同番二、二五九三番一から二五九三番三まで、二五九九番、二六〇七番一、同番二及び二六〇九番二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉七〇番・七七番(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)、七九番

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町榎立七八三番一及び八二二番二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供

する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町大賀郷九二四番二、九二六番二、九三一

番三、九三三番、九四一番二、九四二番二、九四四番二、

九四六番二、九五一番、九五五番、九五八番二、九七五

番二及び三根四一九四番一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁

止する。

大賀郷九二四番二、九二六番二、九三一番三、九

三三番、九四一番二、九四二番二、九四四番二、九

四六番二、九五一番、九五五番、九五八番二、九七

五番二

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供

する。)

●東京都告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要

件を変更する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市雨間字朝日一九四〇番一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

●東京都告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上恩方町三一七五番、三一七七番一から三一七七番三まで、三一七八番一、三一七八番二、三一七九番イ、三一七九番ロ、三一八〇番一から三一八〇番三まで、三二五八番、三二六〇番、三二六一番一、三二六一番二及び三二六二番

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月二十三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都計画下水道事業東京都公共下水道

二 施行者の名称

東京都 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

取用の部分

使用の部分

変更なし

昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十三年建設省告示第千九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第千八百五号、昭和三十六年建設省告示第千八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九百二十号、昭和三十七年建設省告示第千二百五号、昭和三十九年建設省告示第千二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第千三百八十八号、昭和四十一年建設省告示第千二百八十七号、昭和四十六年建設省告示第千三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第千五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第千五百四十七号、昭和五十五年建設省告示第千六百七十号、昭和五十六年建設省告示第千六百四十号、昭和五十七年建設省告示第千三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第千三百三十号、昭和六十二年建設省告示第千三百一十号、昭和六十二年建設省告示第千二百三十九号、平成元年建設省告示第千九百九十五号、平

成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第千七百八十七号、平成五年建設省告示第千六百九十七号、平成六年建設省告示第千二百三十三号、平成七年建設省告示第千一百三十三号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第千二百四十八号、平成十一年建設省告示第千九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四十四号、平成十三年建設省告示第千六百四十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第百六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第百二十六号、平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号、平成三十年関東地方整備局告示第百六十三号及び平成三十年関東地方整備局告示第百五十九号の事業地のうち、大田区東海六丁目地内において事業地を変更する。

備考

- 一 事業計画の変更認可の告示 令和二年関東地方整備局告示第九十四号
二 事業施行期間 昭和二十八年十月十二日から令和六年三月三十一日まで

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和二年三月二十三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和二年三月三日	二九三二	株式会社伊藤住設	練馬区大泉学園町二丁目二十一番三十号	練馬区西大泉一丁目十番八号
同日	四八〇一	オーエス環境株式会社	港区芝大門二丁目十二番九号	港区芝四丁目七番一号
同日	五二九六	有限会社Fine	八王子市石川町九十三番一号	八王子市絹ケ丘二丁目四十五番二
令和元年十二月十八日	三五八四	ツヨシ工業株式会社	台東区台東四丁目二十六番七号	台東区東上野一丁目十九番八号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和二年三月三日	五二八九	株式会社ライクス	中平田 誠	古川 豊
同日	五二五二	株式会社ライジック	霞流 讓	霞流 巡
同日	〇〇六一	櫻井工業株式会社	菊地 恒雄	北村 一郎
同日	五四六六	株式会社富田設備	向 勵	富田 博
同日	三一九二	株式会社ローヤルエンジニアリング	水登 健介	河原 八洋
同日	四〇六五	株式会社エム・アイール・シ	遠山 俊介	岡部 良一

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七

条の規定により公告する。

令和二年三月二十三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五六四七	有限会社クローパ	町田真由美	足立区綾瀬三丁目十四番六号
五六四八	株式会社小杉設美	小杉 祐太	足立区伊興三丁目十二番一号
五六四九	株式会社明恵工業	山口 和之	大田区中央七丁目五番十六号
五六五〇	株式会社ビルメン	吉川 研司	葛飾区東新小岩八丁目十四番十三号
五六五一	Aquades	佐藤 浩敏	八王子市堀之内二丁目二十七番地二
指定年月日	令和二一年一月十五日		三〇六号室

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

